

中小企業、
個人事業主のための

来年4月
中小企業、
個人事業主も
義務化へ

セミナー後、
限定2社
相談会を行
います！

ハラスメント 防止

ミニセミナー&個別相談会

令和4年4月1日から
従業員さんがいる「中小企業、個人事業主」のみならずも、
パワーハラスメントの防止措置が義務となります。

※双方向式、グループワークあります。
ご希望企業さまには、発生防止の仕組みづくり等、後日支援をいたします。

こんなことはありませんか？

- ✓これってハラスメントかもしれない。
と思うことがある
- ✓ハラスメント防止措置といっても
何から手を付けたらいいかわからない
- ✓いろいろ情報があり迷うことが多い

ミニセミナー内容（予定）

- 1 ハラスメントとは？
- 2 防止措置について
- 3 なにから始めれば？

2021
11/4 **木** セミナー（定員15名）
13：30～15：00

講師 中川 美紀 長野県よろず支援拠点
コーディネーター

個別相談会 ①15：15～ ②16：15～

形式 ZOOM / 参加無料



特定社会保険労務士
採用・定着・育成・離職防止
人事制度・評価制度
パフォーマンスマネジメント
人事労務全般

<セミナー後>
2社限定
個別相談会

※セミナーと
同時にお申込
ください

電話 026-227-5875

長野県よろず事務局
(平日 8:30～17:15)

FAX 026-227-6086

「ハラスメントセミナー参加希望」
参加者様名、ご連絡先を記載

メール
yorozu-5@icon-nagano.or.jp

予約専用メールフォーム
<https://www.yorozu-nagano.jp/contact.html>

